困ったときは一人で悩まない

巧妙化

する悪質商

#### 年度消費生活相談の概要まとま

## 増える 高齢者からの相談

平成21年度に消費生活センタ--に寄せら れた相談概要がまとまりました。相談件数 は 4663 件で、20 年度より増加しました。

高齢者からの相談も20年度より増加し ています。自分の作品を新聞や雑誌に掲載 しないかと勧誘され、その後、高額な請求 をされる「勧誘商法」についての事例を紹 介します。

832件)、問合せが623件 苦情が4040件(20年度は3 よる相談件数の減少が原因の 振り込め詐欺防止のPR効果に 度に比べて増加したものの、ピ つと思われます。 しています。架空請求ハガキや -ク時の16年度に比べると減少 20年度は679件) でした。 21年度の相談件数の内訳は、

# 相談者の状況

件で20年度より144件増加し ています。また女性からの相談 同様30歳代が一番多く798件 は男性からの相談に対して1・ です。続いて70歳以上が759 相談者の年齢構成は、 20年度

問題、個人間のトラブルに関す 商品販売を伴わない相談や労働 事従事者が約28%となっていま 番多く全体の約38%、続いて家 年代別の相談内容 相談内容を年代別に見ると

■問合せ □苦情 年度別相談件数 職業別では、給与所得者が 7000 6000 5000 4000 2000 1000 0 **平成17年度 18年度** 20年度 21年度 19年度

占めています。

相談件数の推移

平成21年度の相談件数は20年

味本位でクリックしたら、画面 が消えずに困ったという相談 年代で上位を占めています。興 イト」に関する相談で、幅広い バソコンでの「アダルト情報サ 次に多かったのは携帯電話や

る相談を含めた「相談その他」 が30歳代以上の年代で、上位を

せん。強引な勧誘や必ずもうか なり、消費者被害も後を絶ちま され断りきれず契約した相談な すぐ決断せず、慎重に考えまし るなど甘い言葉で誘われても、 や、高額な利用料金を請求され どが多くみられます。 たという相談や、しつこく勧誘 たという相談が寄せられていま 、強引な手口で契約させられ 年々悪質商法の手口も巧妙に 新聞勧誘」に関する相談が多 70歳以上では「商品一般」や

あなたの作品を発表しませんか」 誘電話に気をつけて

4倍になっています。

う心理を利用した勧誘商法で す。具体的な事例は次のとおり をされる事例が起きています。 新聞や雑誌に掲載しないかと電 詰で勧誘し、その後、高額な請求 俳句や短歌が趣味の高齢者に 自分の作品を発表したいとい

高齢の母が趣味で作っている

事例①

額な請求をされている。 解約を申し入れたが、何度も高 事例②

消費生活センター特集

だと思い契約を交わしたが、 という勧誘電話を受けた。無料

後

俳句を、「新聞に掲載しないか」

日、高額な請求書が送られてき

らしい作品なので雑誌に掲載し

「歌人の会の会報を見た。素晴

短歌が趣味の父に業者から、

てみないか」と電話勧誘を受け

伝え、契約を解除できました。

た。有料とは聞いていなかった。



の電話勧誘販売にあたります。

これらの事例は特定商取引法

、ルに巻き込まれないために これらの勧誘電話などのトラ

っきりと断りましょう。勧誘を

契約解除

(申込撤回)

通知

契約した場合、8日以内ならク

リング・オフできます。この

制度は、消費者が契約した後、 定期間以内なら無条件で契約

解除できる制度です。 契約後8日以内であったので、 を受け取った日を含めて8日間 です。前述の事例の相談者は、 書面の書き方=下記事参照=を クーリング・オフ期間は書面

《書面によるクーリング・オフの書き方》

書面に下記のとおり記入してください。 契約者の住所・氏名を忘れずに記入のうえ 特定記録郵便で送ります。

> 、販売店名 、商品代金 、商品名 、契約日

00000

金〇〇万〇〇〇円

平成○年○月○日

00000000

●消費生活

取ってください。 ○○円を返金してください。 きましては、当該契約時に支払った○○万○ なお、私が保管している商品は至急引き 右記日付の契約を解除(撤回)します。

まで。1組30

…火曜午後 の相談員が応 18日午後1時半から。

000 < >

センター

アドバイス

心理に付け込み、契約を迫る手 自分の作品を発表したいという 歌だけでなく、写真や絵画など、 口が増えています。 今回の事例のような俳句や短

載料が高額なので、解約を申し

出たが、すでに掲載枠を取って

おり解約できないと言われた。

は作品を発表できるので、契約

してしまった。翌日、やはり掲

ーに相談してください。 ず、周りの人や消費生活センタ ょう。困ったときは一人で悩ま

た。掲載料は高額だったが、父

内容に不審な点があるときはは 親しい人に相談しましょう。 は、業者の説明をうのみにしな るものかじっくり考え、家族や 約せず、内容について信用でき できるからといって、すぐに契 いことが大切です。発表の場が その結果、必要が無い場合や

る場合があり 題があれば、 クーリング・ いの義務はあ 断り、承諾し わらず請求さ しまった場合 トラブルに また契約で これた場合は、支払していないにもかか りません。

できるだけ早く消費生活センタ

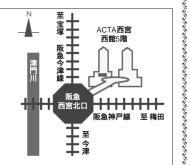
-までご相談 と巻き込まれたら、 解約の交渉ができ オフ期間が過ぎて ください。 でも勧誘方法に問 て日にちがたち、

談会 いずれも申込は消費生活 0798.64.0 分以内。事前に市 消費者法律相談… 対▽多重債務相談 センター8月の相 1日4組 消費生活センター

〒663 - 8035 北口町1-1 アクタ西宮西館5階

**☎** 0798 · 69 · 3159 0798 · 64 · 0999 〈相談専用〉

₩ 0798 · 69 · 3162 ⊠vo\_syohisei@nishi.or.jp



#### 年代別の相談内容

41 (W)162 (HDX) 1 H							
順位	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
1	アダルト 情報サイト	賃貸アパート・ マンション	相談その他	相談その他	融資サービス	相談その他	相談その他
2	他のデジタル コンテンツ	アダルト 情報サイト	アダルト 情報サイト	アダルト 情報サイト	相談その他	商品一般	商品一般
3	出会い系 サイト	出会い系 サイト	賃貸アパート・ マンション	融資サービス	商品一般	融資サービス	新聞
4	携帯電話 サービス	相談その他	商品一般	商品一般	アダルト 情報サイト	アダルト 情報サイト	消火器
5	相談その他	融資サービス	出会い系 サイト	携帯電話 サービス	新聞	消火器	修理·補修
6	商品一般	脱毛エステ	融資サービス	出会い系 サイト	携帯電話 サービス	新聞	海外商品 先物等
7	携帯電話機器	他のデジタル コンテンツ	携帯電話 サービス	賃貸アパート・ マンション	クリーニング	携帯電話 サービス	融資サービス
8	健康食品	携帯電話 サービス	他のデジタル コンテンツ	他のデジタル コンテンツ	賃貸アパート・ マンション	修理·補修	生命保険
9	浄水器	痩身エステ	新聞	新聞	消火器	融資サービス	浄水器
10	オートバイ	商品一般	クリーニング	クリーニング	携帯電話機器	衛星テレビ 放送	未公開株

### 貸金業法が く変わりました

このたび、消費者金融など貸金業者からの借り入れについて定められている 「貸金業法」の改正法が完全施行されました。主な改正点は次のとおりです。

- ・貸金業者からの借入残高が「年収の3分の1」を超える新規の借り入れがで きなくなります
- ・年収等を証明する書類の提出が基本的に必要になります
- ・専業主婦(主夫)の借り入れには、配偶者の同意書、配偶者との婚姻関係を 示す書類、配偶者の年収等を証明する書類が必要になります
- ・顧客の信用情報が指定信用情報機関に登録されます
- ・法律上の上限金利が29・2パーセントから借入金額に応じて15パーセントか ら20パーセントまでに引き下げられます

#### れや返済のお悩みは、お早めに相談を

0570 · 064 · 370 消費者ホットライン(消費生活相談窓口) 金融庁・金融サービス利用者相談室 0570・016・811、03・5251・6811